宍粟市過疎地域持続的発展計画

自　令和８年度

至　令和 12 年度

令和８年３月

（令和８年 11 月６日変更）

兵　庫　県　宍　粟　市

目　　次

１　基本的な事項　・・・

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進　・・・・・・・・・・ 31
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（４）　公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
８　医療の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（４）　公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
９　教育の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（４）　公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
10　集落の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
11　地域文化の振興等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（４）　公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
12　再生可能エネルギーの利活用の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（１）　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（２）　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（３）　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（４）　公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分　・・・・・・・・ 43

１　基本的な事項

（１）市の概況

ア．市における過疎地域

本市は、平成17年４月１日に宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町及び同郡千種町の４町（以下「旧４町」という。）の合併により発足し、過疎地域自立促進特別措置法第33条第２項の規定による「市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす市町村」に該当し、波賀町区域（旧波賀町）及び千種町区域（旧千種町）が過疎地域とみなされ、その後、人口減少等により、平成29年４月１日より過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項の規定による市町村に該当し、宍粟市全域が過疎地域に指定された。

令和３年３月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法が失効し、令和３年４月１日には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が施行され、新過疎法第２条第１項の規定による市町村に該当し、宍粟市全域が過疎地域に指定された。

イ．市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来市・神河町、南部は姫路市・たつの市、西部は佐用町・岡山県と接し、東西方向約32㎞、南北方向約42㎞と広く、面積は658.54㎢と兵庫県土の7.8％を占める。また、宍粟市の面積の約９割を山林が占めており、平地が少ない状況にある。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受け、寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受け温暖である。

② 歴史的条件

本市の市名は、奈良時代に編纂された『播磨国風土記』に７つの里をもって建てられたとみられる「宍禾郡（しさわのこおり）」に由来し、播磨国の開拓神「伊和大神」の伝説や、地名にまつわる伝承が数多く伝えられている。

地域別にみると、山崎町域は、古くから当地方の交通の要衝として重要な地勢的位置を占め、江戸時代初めに池田輝澄が入封して以降は城下町が形成され、政治・経済・文化の中心地として発展してきた。

一宮町域は、県内でも数少ない古代から中世にかけての大規模な複合遺跡である家原遺跡や市内唯一の国重要文化財である御形神社、「播磨国一宮」の伊和神社など、数多くの歴史的建造物を有している。

波賀町域は、平安時代には「伯可庄」として石清水八幡宮の荘園に組み入れられた記録が残り、中世には東国から地頭として派遣されてきた武士が拠点を構えた。戦国時代末期まで存立した波賀城跡に建つ模擬櫓は、現在も地域のシンボルとして住民に親しまれている。

千種町域は、古代から鉄を産出していたとの記録が残り、中・近世には日本刀の優良な原材料「千草鉄」の生産地として名をはせた。今も山中に残る鉄穴流し遺構や大規模なたたら製鉄遺跡が、鉄の里として繁栄した歴史を物語っている。

市内のいたる所に残る遺跡や史跡、伝統的建造物や民俗芸能などは、先人達の営みが残したかけがえのない文化遺産として本市の歴史をつむぎ未来へと繋いでいる。

③ 社会的条件

本市の道路事情は、最重要幹線道路として国道29号が南北幹線を、国道429号が東西幹線を構成している。国道29号は、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と交差し、山陰と山陽を結ぶ主要幹線としての重要な役割を担っているが、鳥取自動車道の開通により交通量が減少し、観光業をはじめとした地域の経済に深刻な影響を及ぼしている。

また、本市には鉄軌道がないことから、交通手段は、民間の路線バスや市コミュニティバスの運行により市民の移動手段を確保してきたが、年々利用者が減少し、バス路線を維持することが困難となっていたため、平成27年に市全体を路線バス運行に再編し、交通空白地域を解消するために新たな路線を設け、公共交通ネットワークを構築した。また、令和５年度からは路線バスの運行が困難になった市北部の一部の地域では、住民が主体となったデマンド型交通の運用を始めている。

④ 経済的条件

本市の地形的な産業の特徴としては、約９割を山林が占めており、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具などの生産が地場産業として栄えてきたが、現在は大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業・工業を主とした南部地域と、豊かな自然のもとに農業・林業・観光業を主とした北部地域から成り立っている。

本市の事業所数の推移は、昭和56年の3,206事業所から平成８年には3,405事業所と増加傾向にあったが、その後減少に転じ、令和６年（経済センサス）には1,630事業所まで減少している。

ウ．市における過疎の状況

① 人口等の動向

本市の人口は、昭和25年国勢調査（以下「国調」という。）の60,289人をピークに昭和35年国調では54,590人と減少傾向となり、その後も昭和55年国調では49,084人、平成２年国調では48,454人、平成12年国調では45,460人と恒常的な減少が続き、令和２年国調では34,819人にまで減少している。

また、令和２年国調では、平成27年国調から2,954人（7.8％）減少している中、北部３町域の人口減少率は11.7％で、市内でも特に北部地域の人口減少が進んでいる状況が伺える。

近年の人口減少の要因には、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下や進学や就職する年齢以降の若者・子育て世代（18～35歳）の市外への流出が挙げられる。

② これまでの対策

本市を構成する旧４町は、合併前より連携し、旧宍粟郡内の広域的な活性化に向け各種施策を推進してきた。中でも“人と自然の共生に基づく環境適合型しそう森林文化の創造”を理念とした「しそう森林王国」を平成元年に建国し、さらに平成４年には兵庫県との間で『県民オアシス-しそう森林王国-の形成に関する県民協定』を締結するなど、本市が有する豊かな自然環境を前面に打ち出した施策を展開した。

本市では、平成28年度以前は波賀町域及び千種町域が、また、平成29年度以降は市全域が過疎地域に指定されているが、豊富な森林資源を最大限に活用し、第２次宍粟市総合計画に掲げる将来像「人と自然が輝き　みんなで創る　夢のまち」の実現に向け、まちづくりを総合的かつ計画的に推進している。特に、人口減少対策を最重要課題と位置付け、重点的・戦略的に取り組むこ

とにより、「宍粟市に住み続けたい、住んでみたい」「宍粟で子どもを育て、いつまでも元気に過ごしたい」と思われるまちづくりをめざしている。

③ 現在の課題

市全体として少子高齢化・過疎化による人口減少が進行する中でも、特に北部地域の出生数はかなり減少しており、将来の宍粟市を担う若者・子育て世代の流出、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには、生活圏において必要な機能が失われる可能性があるなど様々な問題が生じている。

このような状況下においても、将来にわたり宍粟市が持続的なまちづくりを進めていくためには、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが課題を共通認識して危機感を持ち、人口減少に歯止めをかける対策に連携して取り組まなければならない。

④ 今後の見通し

将来の人口推計をみると、本市の人口は今後も減少していくことが予想され、将来的には市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われてしまう可能性がある。これにより人口流出が一層加速することが懸念されるため、移住・定住・地域間交流・人材育成、産業、地域情報化、交通、生活環境、子育て・保健・福祉、医療、教育、集落の維持、地域文化、再生可能エネルギーなどに関する各種施策を連携させ、市全体への波及効果、必要性及び財政収支見通し等を総合的に勘案し、優先度も考慮しながら取組を進めていくこととする。また、市民、集落、地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働して、ともにまちづくりを進めていく必要がある。

エ．社会経済的発展の方向の概要

本市の最重要課題である人口減少対策を「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」の４本の柱により展開する中で、本市の社会経済的発展の方向を次のとおり示す。

【住む】

集落・校区などの地域の活性化を図るため、市民は集落・地域での連帯意識を高め、元気な集落・地域づくりに取り組むとともに、身近な問題は集落・地域内で協力して解決していくなど自立的な地域づくりを進める必要がある。また、様々な視点から宍粟市に魅力を感じ、移住を希望する方をスムーズに受け入れるため、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが一体となり仕組みを構築していく。

【働く】

地元企業・事業者の経営基盤の強化を促進するとともに、農業・林業など担い手が減少している産業分野における人材の確保、育成への対策を関係機関と連携し進める。また、農業、林業、商業、工業、観光業の連携や６次産業化に向けた取組を進めていく中で、学校等跡地の活用等により、企業誘致や起業家支援による市内での操業を推進し、雇用の創出への取組を継続する。

【産み育てる】

少子化が進行する宍粟市においては、妊娠から出産、子育てまで一貫した親子の健康サポート及び経済的負担を軽減する取組を進めていくとともに、子育て世帯の本市への移住促進に向け積極的な取組を進める。

【まちの魅力】

市民が共感でき、市外の人々にも魅力的で記憶に残る宍粟市の統一したイメージを確立するとともに、歴史的・文化的建造物や史跡・名勝、豊かな自然、特産品などといった地域ブランドと相互に連携することにより、宍粟市と地域ブランドを同時に高める仕組みづくりを構築する。

また、市民の日常生活や経済活動が広域化し、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町などとの連携により、各市町が有する魅力や潜在力を広域的に生かす中で、より効率的で効果的な質の高い取組を展開する必要がある。

さらに、宍粟市の豊かな自然や歴史・文化資源を生かし、多様なニューツーリズムを企画・展開することにより交流人口及び関係人口の増加を図る取組を進め、さらには移住・定住促進につなげていく。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア．人口の推移と動向

本市の人口は、過去60年間（昭和35年国調～令和２年国調）で19,771人（36.2%）の減少となっている。宍粟市合併以降においては、平成17年国調から平成22年国調が2,364人（5.5%）、平成22年国調から平成27年国調が3,165人（7.7%）、平成27年国調から令和２年国調が2,954人（7.8%）の減少と、人口減少の速度が速まっている。特に、0歳から14歳と15歳から29歳までの人口減少率が高くなっており、令和２年国調では高齢者比率が36%を超え、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

国立社会保障・人口問題研究所による本市における長期的な将来人口推計は、令和12年以降30,000人を下回り、さらに令和27年には20,000人を下回ることが予測されている。人口減少に歯止めがかからなければ、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営むために必要不可欠な機能が失われるなど様々な問題が懸念される。

そこで、結婚から妊娠、出産、子育てにわたる若者の希望が実現し、人口規模が長期的に維持される水準以上に出生率を高めるとともに、市民の定住や市外の人々の移住を支援し、子どもから高齢者までバランスのとれた人口構造によって活力ある地域社会を築くために、「宍粟市人口ビジョン」に掲げる「中期目標：令和22年の人口25,200人」「長期目標：令和42年の人口21,000人」をめざし、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に市内外に発信し、交流人口及び関係人口の増加を図っていくなど戦略的に対策を講じていく。

表１－１（１）人口の推移（国勢調査）

宍粟市　　（単位　実数：人、増減率：%）

区　　分	昭和35年	昭和50年		平成２年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	54,590	48,791	0.5	48,454	△ 1.1	43,302	△4.7	40,938	△5.5	37,773	△7.7
0歳～14歳	19,102	11,780	△4.7	10,067	△11.1	6,394	△14.5	5,726	△10.4	4,829	△15.7

15 歳～64 歳	31, 134	30, 953	0. 5	30, 112	△ 0. 8	25, 776	△5. 8	23, 842	△7. 5	20, 813	△12. 7
うち 15 歳～29 歳（a）	10, 219	10, 022	1. 3	7, 920	0. 3	6, 252	△16. 2	5, 171	△17. 3	4, 277	△17. 3
65 歳以上（b）	4, 354	6, 058	12. 1	8, 275	13. 5	11, 132	5. 0	11, 369	2. 1	12, 118	6. 6
（a）／総数若年者比率	18. 7%	20. 5%	－	16. 3%	－	14. 4%	－	12. 6%	－	11. 3%	－
（b）／総数高齢者比率	8. 0%	12. 4%	－	17. 1%	－	25. 7%	－	27. 8%	－	32. 1%	－

区　　分	令和２年	
	実数	増減率
総　　数	34, 819	△7. 8
0 歳～14 歳	4, 000	△17. 2
15 歳～64 歳	18, 121	△12. 9
うち 15 歳～29 歳（a）	3, 541	△17. 2
65 歳以上（b）	12, 648	4. 4
（a）／総数若年者比率	10. 2%	－
（b）／総数高齢者比率	36. 3%	－

※ 年齢不詳を含むため、総数と内訳の合計は一致しないことがある。

表１－１（２）人口の見通し（宍粟市人口ビジョン）

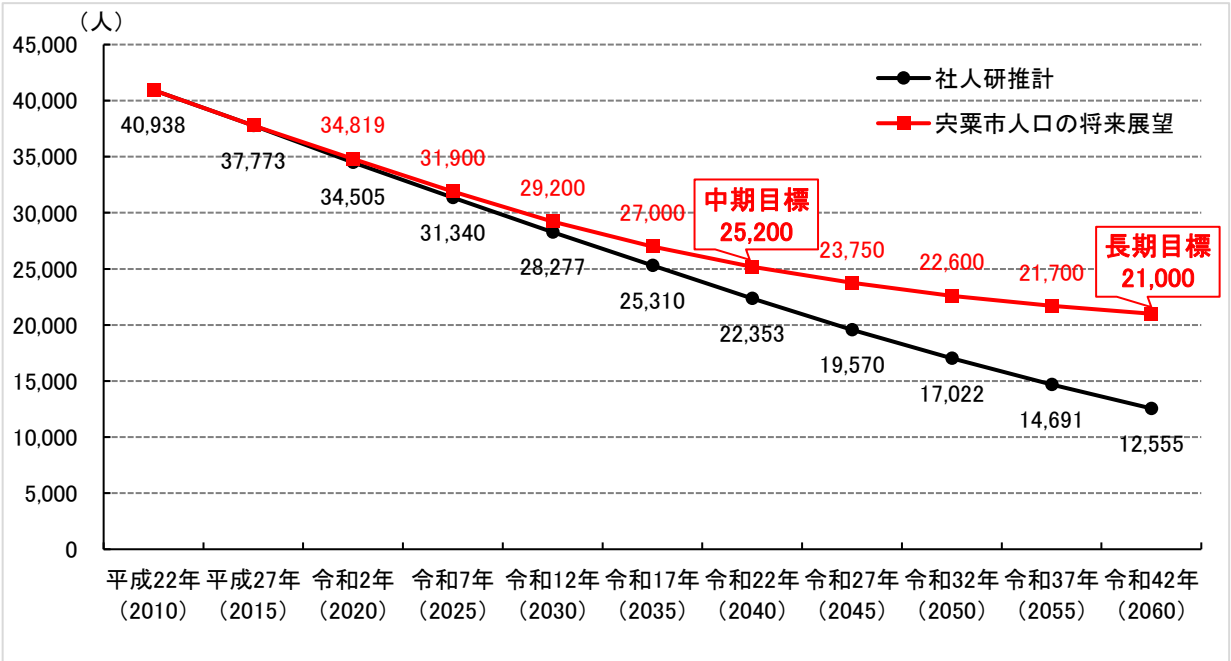


表１－１（３）出生数の見通し（宍粟市人口ビジョン）

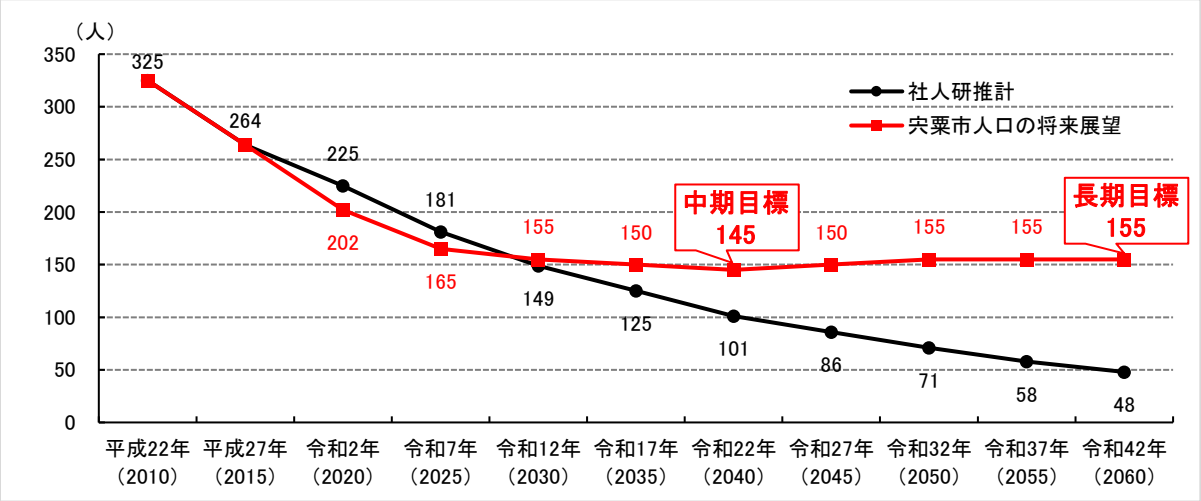
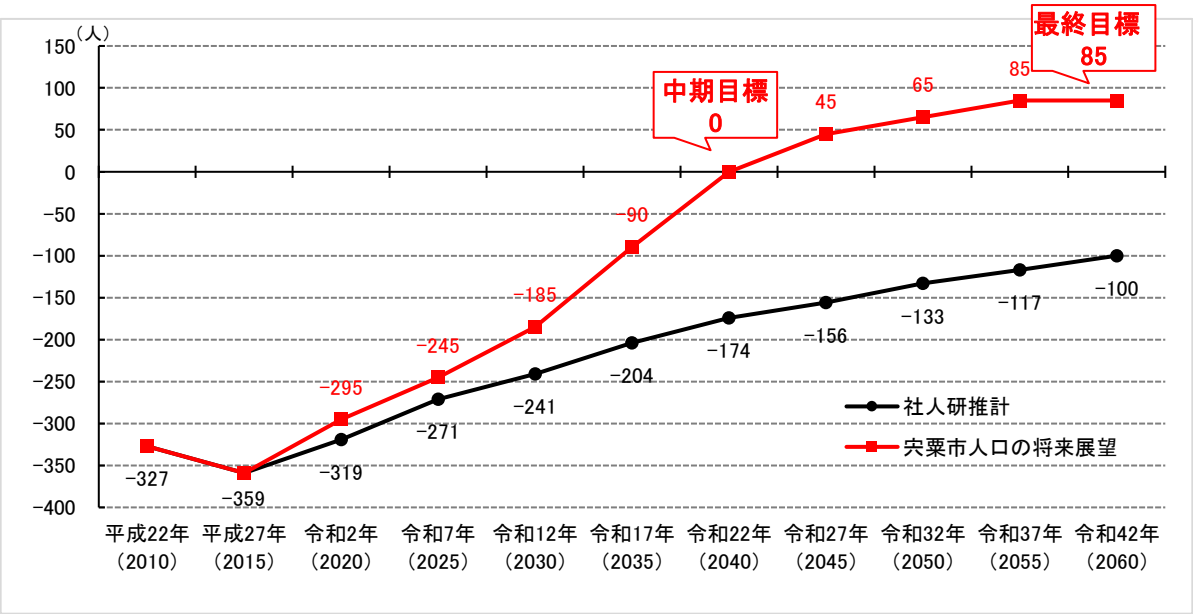


表１－１（４）社会増減の見通し（宍粟市人口ビジョン）

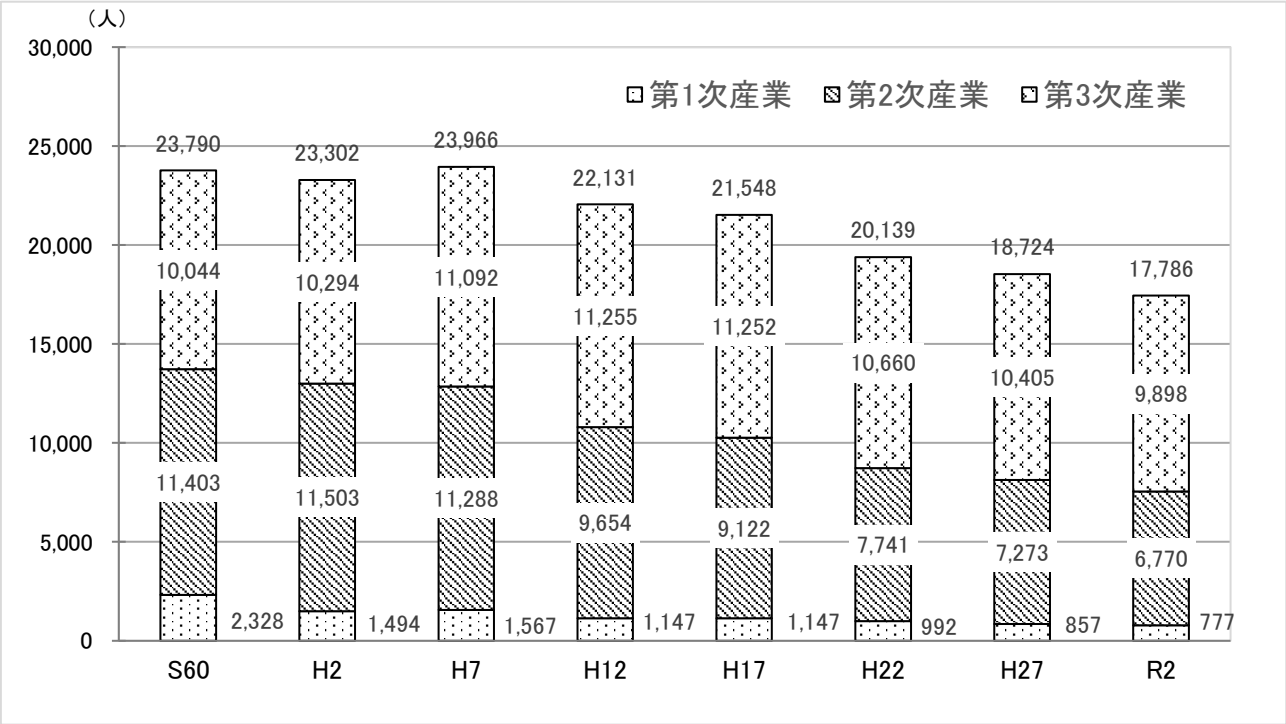


イ．産業別人口の推移と動向

本市の就業人口の推移をみると、昭和60年国調の23,790人から平成７年国調には23,966人と増加傾向にあったが、その後減少に転じ令和２年国調では17,786人まで減少しており、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、少子高齢化が進行していることが見受けられる。

また、産業別の就業人口の推移をみると、昭和35年国調では、第１次産業の就業人口の割合が全体の54.1%を占めていたのに対し、令和２年国調では4.4%にまで減少しており、本市の産業別就業構造も全国的な傾向と同様に、第１次産業から第２次産業、第３次産業へ移行していることが見受けられる。

表１－１（５）就業人口の推移



（３）行財政の状況

ア．行財政の状況

人口減少、少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に伴い、市民ニーズも多様化、高度化する中では、市民個人の努力や行政だけでは対応ができない課題が増えている。このような課題を解決していくためには、市民、集落、校区などの地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働により、まちづくりを進めていく必要がある。

また、厳しい財政状況が見込まれる中で、まちづくりを着実に推進していくためには、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町などと連携を図り、効果的な取組を進めていく必要がある。

本市では、平成18年３月に「第一次宍粟市行政改革大綱」を、平成23年３月に「第二次宍粟市行政改革大綱」を、平成28年２月には「第三次宍粟市行政改革大綱」を策定し、第一次では厳しい財政状況からの脱却、第二次では地方分権に対応する仕組みの改革・公共サービスを永続する財政の改革、第三次では将来にわたる収支バランスの確保を柱とし、改革を推進してきた。さらに、令和４年２月には「第四次宍粟市行政改革大綱」を策定し、計画的な財政運営を前提としたうえで各施策を展開していくという考えのもと、改革に取り組んでいるところである。

また、本市の歳入は、自主財源である地方税の歳入全体に占める割合が低く、国から配分される地方交付税に依存しており、国の地方交付税制度の影響を受けやすい状況にある。地方交付税のうち、普通交付税は人口を基礎数値として算出する項目が多くを占めていることから、本市の歳入は人口減少の影響を大きく受けている。

歳出では、職員数の定員の最適化に取り組み、人件費は減少傾向にあったものの、さらなる職員数の削減は難しく、また、会計年度任用職員制度の創設等により、これまでのような人件費の減少は難しくなっている。扶助費は、高齢化に伴う社会保障関係経費を中心とした医療給付費など増加傾向にあり、今後も高齢化が続く中でさらに増加することが予想される。

イ．施設整備水準の状況

本市の道路改良率は令和２年度末時点で60.6%、舗装率は87.0%となっている。また、水道施設については、17の給水区域にそれぞれ上水道施設が整備されており、水道普及率は97.9%となっている。生活排水処理事業については、兵庫県とともに「生活排水99%大作戦」を市全域において早期に取り組み、普及率は99.3%となっている。今後は、水道加入率の低い千種町給水区域において加入を促進するとともに、既設の上下水道施設の老朽化などに伴う改修、改良を計画的に進め、施設・管路などの適正管理に努める必要がある。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、「宍粟市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な整備及び施設の見直しを進めていくとともに、学校規模適正化等に伴い空き校舎となった施設等の有効活用や計画的な解体についての検討を進めていく。

表１－２（１）市町村財政の状況

宍粟市　　（単位：千円、％）

区　　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和２年度
歳入総額　A	27,001,699	26,087,367	29,999,840
一般財源	15,343,439	15,865,040	15,220,722
国庫支出金	3,250,786	2,187,150	7,396,769
都道府県支出金	2,041,828	1,472,117	1,783,323
地方債	3,874,012	3,474,873	2,486,063
うち過疎債	211,400	719,594	817,600
その他	2,491,634	3,088,187	3,112,963
歳出総額　B	25,958,482	24,853,974	29,037,925
義務的経費	11,431,156	10,905,040	10,943,119
投資的経費	5,278,668	3,081,590	3,226,437
うち普通建設事業	3,870,439	3,069,876	2,249,181
その他	9,248,658	10,867,344	14,868,369
過疎対策事業費	1,092,953	1,878,539	11,853,231
歳入歳出差引額　C（A－B）	1,043,217	1,233,393	961,915
翌年度へ繰越すべき財源　D	223,726	219,047	122,367
実質収支　C－D	819,491	1,014,346	839,548
財政力指数	0.39	0.36	0.34
公債費負担比率	23.7	22.5	18.5
実質公債費比率	20.0	15.0	7.9
経常収支比率	93.2	90.0	91.4
将来負担比率	192.9	122.8	83.7
地方債現在高	33,858,124	31,177,819	30,308,642

表１－２（２）主要公共施設等の整備状況

宍粟市

区　　分	昭和 55 年度末	平成２年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和２年度末
市町村道					
改良率（%）	28.0	39.4	47.1	51.2	60.6
舗装率（%）	43.1	66.3	80.3	85.8	87.0
農道					
延長（m）	186,934	157,400	172,937	201,395	203,389
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	63.8	57.3	70.1	85.7	91.6
林道					
延長（m）	191,689	201,877	211,356	223,248	233,586
林野 1ha 当たり林道延長（m）	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1
水道普及率（%）	62.6	69.4	91.4	97.1	97.9
水洗化率（%）	－	－	48.1	90.8	95.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	3.1	3.5	4.4	5.3	5.9

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市は、兵庫県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟50名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれている。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきた。

これからは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として生かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要がある。

「第２次宍粟市総合計画」の基本目標・基本方針を「地域の持続的発展の基本方針」に掲げ、人口減少対策を最重要課題と位置付け、若者の定住促進、子育て環境の充実、雇用の確保、産業の発展などに重点的に取り組み、地域活力の向上につなげることをめざす。

基本目標１：住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進むなかでは、市民が「暮らしやすい」・「いつまでも住み続けたい」と宍粟市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の方々からは「訪れたい」・「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要である。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を生かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らせ、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざす。

基本方針１：魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

地域経済の活性化を図るためには、農業、林業、商業、工業、観光業などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要である。そのためには、それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより、新たな取組を始めることが求められている。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、６次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組む。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、本市ならではの観光サービスや商品を開発することによって交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていく。

基本方針２：環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり

生活に潤いをもたらす森林や田園、水辺空間のほか、生活の一部として形成されてきたまち並みなどの環境や景観を保全しながら、観光資源としての価値を高め、先人から受け継いできた貴重な財産として次の世代へ引き継ぐ必要がある。

この豊かな環境を本市だけのものではなく、地球規模における環境問題を意識して捉え、「2050 年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、地球温暖化対策や省エネ対策、ごみ減量化や再使用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざすとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていく。

また、市民生活に身近な道路や上下水道など、生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進め、地元で暮らしたいと願う若者をはじめ一人でも多くの人が定住できる環境を整備していくことが必要である。そのため、宍粟市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成する。

さらに、日常生活の利便性向上を図るため、道路ネットワークの形成に向けた取組を進めるとともに、人口減少に伴い増加する空き家を地域資源として活用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図る。

基本方針３：定住魅力の高いまちづくり

全国的に若年層を中心とした東京圏などの都市部への一極集中が続いており、地方における人口減少に歯止めがかけられていない中で、市町村が人口規模を維持していくためには定住したいと思える魅力を高めることが求められている。

市内各地域において、それぞれの地域の特色を生かしながら快適に暮らすことができる環境となるよう生活圏の拠点を形成し、その機能の充実を図るとともに拠点間や近隣市町をつなぐ公共交通ネットワークの充実を推進する。

また、市民が住み続けるための支援、市外からの移住を受け入れるための支援として、住まいに関する各種助成制度や空き家の有効活用、雇用対策の推進、出会いの場の創出による結婚支援、移住を希望する人や移住者に対する情報提供・フォローアップ、関係人口・交流人口から定住人口へのつなぎなど、移住・定住促進のため取組を推進する。

基本方針４：安全で安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められている。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進する。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから生命と暮らしを守るため、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を生かした安全・安心なまちをつくる。

さらに、市民が安心して消費生活を送ることができるまちであるために、消費生活に関する相談支

援や情報提供を行い、環境や労働問題等の人権問題、社会、地域などの持続可能性に配慮した消費行動を促し、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する「消費者市民社会」づくりを推進する。

基本目標２：安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

人口減少・少子高齢化が進むなかでは、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けられるまちを築いていくことが重要である。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、全ての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざす。また、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざす。

基本方針１：子どもが健やかに育つまちづくり

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となる。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことである。

本市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべての子どもが輝くための取組を進めていく。

このため、就学前の幼稚園・保育所においては、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなど、社会環境の変化への対応が必要な中、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいく。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいく。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りをもつ子どもの育成を推進する。

基本方針２：保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

人口減少と少子高齢化が進むなか、保健・医療・福祉の連携を図り、生涯を通じた健康の保持増進と病気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービスを充実させていく必要がある。

そこで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることで全ての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるまちづくりをめざす。

基本方針３：心豊かにいきいきと学べるまちづくり

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながる。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていく。この地域づくりにあたっては、自分たちが住む地域を見つめなおすことや地域の様々なことを調べることにより、人と人との接点が生まれ、新しいものを発見し地域おこしにつなげていくという「地元に学ぶ」考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を生かしながら、様々な活動の推進に努める。

また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていく。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少を最小限に止めるための対策に取り組む必要がある。「宍粟市人口ビジョン」では、有効な施策を展開していくことによって急速な人口減少を抑制することとし、令和 22 年時点の目標人口（中期目標）を 25,200 人、令和 42 年時点の目標人口（長期目標）を 21,000 人としている。また、20 代から 40 代の就職、結婚、住居等に関するニーズに応え、転出超過を是正し、将来的な転入超過をめざすことが目標人口の達成に近づくという考えに基づいた人口シミュレーションにより、出生数の令和 22 年時点の目標値（中期目標）を 145 人、令和 42 年時点の目標値（長期目標）を 155 人、また社会増減の令和 22 年時点の目標値（中期目標）を 0 人、令和 42 年時点の目標値（長期目標）を 85 人としている。

これに基づき、本計画の最終年にあたる令和 12 年度における基本目標を下記のとおり定める。

基本目標１　令和 12 年国調における総人口 29,200 人をめざす

基本目標２　令和 12 年国調における出生数 155 人をめざす

基本目標３　令和 12 年国調における社会増減 -185 人をめざす

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度「宍粟市総合計画及び宍粟市地域創生総合戦略」の評価時期に合わせ、庁内での評価のうえ項目等を絞って、外部有識者や市民等で構成される総合計画及び地域創生戦略委員会において評価することとする。評価結果については、議会の常任委員会において報告するとともに、ホームページにおいても公表する。

（７）計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５か年とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

現在の公共施設を保有し続けた場合、多額の更新等費用が必要となり、借入金の増加が見込まれ、借入金により次世代への大きな負担となってしまうことから、公共施設・インフラ資産の整備においては、市民が安心して公共施設を利用し、市民ニーズに対応した行政サービスを提供していくことを前提としたうえで、限られた財源の中で公共施設の更新・改修等を実施することが必要である。

このため、「宍粟市公共施設等総合管理計画」では、「公共施設の総量の削減」、「長寿命化の推進」などを基本方針に掲げ、更新等費用の財政負担の縮減と平準化をめざす一方で、単なるコスト削減のみを目的とした施設整備とならないよう、市民間交流や活動、賑わいの創出、利便性の向上など市民の生活を豊かにする施設整備に取り組むこととしている。

本計画における公共施設等の更新・改修等についても、「宍粟市公共施設等総合管理計画」に基づき、整合性を図りながら実施することで、地域の持続的発展をめざす。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

ア．移住・定住

本市の人口は減少し続けており、令和２年国調では34,819人と、昭和50年から45年間で28.6％の減少となっており、特に15歳未満の年少人口が大きく減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にある。

自然増減では、死亡が出生を上回る自然減の傾向が続き、かつては兵庫県平均や西播磨地域平均と比べて高かった合計特殊出生率は、令和２年国調で1.36と兵庫県平均を下回るなど、出生数は減少傾向にある一方で、死亡数は高止まりしており、その差は年々増大している。社会増減では、転出が転入を上回る社会減の傾向が続き、転出・転入数とも徐々に縮小しながらも、その差は300人前後とほぼ一定で推移しており、地域社会の担い手となる人材の育成を含め、人口減少対策が課題となっている。

また、近年では、高齢者世帯の増加及び市外への転出の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後においても空き家の増加が予想され、所有者による空き家の適正管理、空き家の有効活用が課題となっているほか、男女の出会いの場が少ないなど結婚したくてもする機会がないことによる未婚化も課題となっている。

さらに、移住・定住については、本市のみでなく、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町など広域的な連携により、圏域に移住・定住することで圏域全体としての人口減少対策の取組が重要となっている。

イ．交流

自然志向の高まりや自由時間の増大、交通アクセスの整備などによる距離と移動時間の短縮などにより、本市へ多くの観光客が訪れている。合併以後においては、町域を越えた地域間交流が図られつつあり、地域力の向上がますます求められる状況となっている。また、NPO 法人や大学など都市住民と交流することにより、今まで気づかなかった地域の課題や資源を発掘することにより、新たな取組へつながっている。

国際交流としては、アメリカのスクイム市と姉妹都市提携による自治体間交流を続けているほか、波賀小学校ではオーストラリアのアイアンサイド小学校との国際交流も行っており、子どもたちは言葉や生活習慣の違いを乗り越え、一緒に勉強し遊ぶことで、お互いを理解し尊重することを学んでいる。また、国際ふれあいまつりでは、市内に在住する外国人等との交流を通して異文化に触れる機会を創出し、互いの文化への理解を深めることにつなげている。

ウ．人材育成

人口減少は、消費市場の縮小や人材不足といった市経済に悪影響を及ぼしているだけでなく、コミュニティ意識の希薄化など、地域活力の衰退にもつながってきている。このような中、地域や市民が行う地域活性化へ向けた取組に寄り添い、市民主体の活力あるまちづくりを推進するため、地域社会の担い手となる人材の育成と確保が課題となっている。

（２）その対策

ア．移住・定住

移住・定住については、若年層が市内において住宅を取得する場合の取得費用の助成により本市への移住・定住を推進するほか、空き家を有効活用し、UJI ターン者などを受け入れるための住居を定住促進コーディネーターが紹介することで、移住及び定住促進を図る。また、婚活イベントや結婚相談員による相談、SNS による婚活支援を契機に若者等に住み続けたいと思われるまちをめざす。

イ．交流

国際交流、都市や地域間との交流、そして市民相互の交流など、「交流」はまちの活性化に欠かせない重要なキーワードの一つとなっている。国際交流や都市と農山村の交流の推進・支援、周辺市町村との連携など、多面的な連携・交流の動きに対応しながら、地域間・世代間の交流を活発化し、市民が一緒になって楽しく活力あるまちづくりを推進する。また、活発な交流と連携を通じて、市外の人が本市を訪れ、楽しく過ごせるよう交流の輪を広げるとともに、魅力的で元気あふれる楽しい地域づくりを推進する。

ウ．人材育成

地域社会の担い手となる人材の育成と確保のため、三大都市圏等から地域おこし等に意欲ある人を地域おこし協力隊として採用し、地域資源を活用した経済活動の拡充、市民の意識及び意欲の醸成、積極的な情報発信に取り組む。さらに、地域おこし協力隊の任期終了後においても隊員が本市において起業し、定住し続けることで、地域社会の担い手として新たな人材の育成につなげる。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
１．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	森林の家づくり応援事業	市	
		空き家活用事業	市	
		下宿費助成事業	市	
		婚活イベント等事業	市	
		北部地域保育園留学推進事業	市	
	地域間交流	国際交流活動促進事業	市	
	人材育成	地域おこし協力隊事業	市	

３　産業の振興

（１）現況と問題点

ア．農業

本市における農業は、水稲を中心に野菜・果樹などが生産されているが、自給的農家及び兼業農

家が多く、専業農家は少ない状況にある。近年では、農業従事者の高齢化・担い手不足により営農組織の維持が困難になるとともに、条件不利地による生産コストの問題や有害鳥獣による食害被害による営農意欲が低下することで耕作放棄地が増加するなど、農地の利用や保全が十分とは言えない状況にある。

イ．林業

本市における林業は、昭和50年代前半までは豊かな森林資源を基盤として地域の主要産業となっていたが、外材の輸入や代替材の普及などによる木材市況の低迷、林業従事者の高齢化や担い手不足により、未手入れの森林が増加し、現在は市内の民有林の80%以上が伐採期を迎えており、保育の必要な林分と併せると約90%の森林に対し整備・更新が必要な状況である。

近年では間伐などの推進により一部整備が進んでいるものの、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営には至っていない。

ウ．商工業

本市における商工業は、人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少が影響し、事業所数並びに従業者数も減少傾向にある。さらに物価上昇や燃料高騰、賃金上昇などの社会情勢の変化が事業者の経営を圧迫するなど厳しい状況が続いており、事業継続の大きな課題となっている。

商店街の空き店舗を活用しての起業促進や事業承継の支援等を通じ、商業活動の活性化により賑わいを創出することや、製造業を中心とした市内企業の安定的な操業を支援することで、人口流出の抑制や若者世代の定住促進に向けた雇用の場を確保していく必要がある。

エ．観光

本市における観光は、最大の観光資源である豊かな自然資源と「日本酒発祥の地」、「発酵のふるさと」など、宍粟市特有の観光資源を生かした観光プロモーションを進めており、近年は年間約88万人の観光客が訪れている。

また、余暇時間の増大に伴い、人々のライフスタイルも個性化・多様化が進み、単に観光地を巡るだけでなく、テーマや目的を明確にした体験型観光の需要が高まっている中で、「宍粟市アウトドア活動推進計画」に基づき、自然資源の豊富な市北部地域への誘客を図り、市内全域に経済波及効果をもたらす取組を進めているが、宿泊を伴った観光客は少なく、ほとんどが日帰り客であり通過型観光地となっている。

オ．企業の誘致及び起業の促進等

京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が市内で交差する播磨地方内陸部の交通の要衝部でありながら、市域の約９割を山林が占める平地が少ない地形的条件から事業用地の確保が困難な状況であり、企業立地が進まない要因となっている。さらに、少子高齢化・過疎化が進行する中で、生産年齢人口の減少は集落・地域の活力の低下や企業の人材不足、地域経済の衰退の要因となっており、起業意欲の低下などの影響も懸念される。

また、情報通信産業については、全国と比較して全産業に対する事業所数の割合は低い状況にある。

（２）その対策

農林業、商工業並びに観光業の振興・雇用対策を推進するとともに、農林業は景観形成や都市交流

等の面においても重要であることより、農林業を核とした新たな産業の展開を図っていくことが必要である。

ア．農業

農業については、生産基盤の整備、有害鳥獣の対策、耕畜連携による資源循環型農業の推進、地産地消など、農地の高度利用や安心・安全・環境保全に応える地域の特性を取り入れた農産物のブランド化と特産品開発及び販売先の確保によって、担い手となる集落営農体系の確立や認定農業者の確保・育成に取り組む。

イ．林業

林業については、恵まれた森林資源を有効に活用するため、担い手の確保と育成を図り、林道及び作業道などの林内路網整備や高性能林業機械の導入など基盤整備や間伐などを計画的に実施し、効率的な森林整備による素材の生産を行う等、林業経営の活性化を進めていく。また、宍粟材の流通拡大や利活用を引き続き推進し、住宅建築などへの宍粟材の活用や公共建築物・民間施設等における木材利用を促進することにより、森林資源の循環を図る。

さらに、森林の持つ水源涵養・大気の浄化・国土の保全・保健休養など公益的機能を十分に発揮できる森林環境の整備や災害に強い健全な森林の造成に取り組む。

ウ．商工業

商業については、商工会を中心に中長期的な方向性・方策を示し企画・実行していくことが重要である。市民生活の利便性を高めながら、地域の景観、歴史・文化と調和した新たな商業施設への誘導や利便性の高い魅力ある商業空間の形成を図るとともに、商業の担い手やリーダーの育成を推進する必要がある。

また、高齢社会の到来で買い物が困難となる人に対するサービスの向上については、公共交通の充実や工夫した特色ある商業活動に対する支援のほか、魅力ある商店街の整備を図るため、空き店舗の利用や共同出店・テナント出店、協業化の推進、コミュニティ施設の整備などを行い、地域づくりと一体となった活気とふれあいのある商業の振興に取り組む。

工業については、既存工業の更なる発展と地場産業の振興を進めるとともに、地域に就業機会を増やすため、地域の特性を生かした新規起業の促進や企業誘致を推進・支援し、工業の振興に取り組む。

地域資源を生かしたものづくりの支援や人材の育成、市外への販路拡大を図るとともに、農業や林業、観光業など産業間の連携やブランド化の推進、6 次産業化などによる新たな産業の創出に向けた取組を促進し、地域産業の振興を図る。

エ．観光

余暇利用のニーズに応えながら、都市住民との交流を促進するため、豊かな観光資源や既存観光施設のネットワーク化を推進するとともに、全国に向けての積極的な情報発信により観光立市の実現に取り組む。

見る観光から参加・体験する観光へ、通過型から滞在型への転換に向けた取組を進めることにより、経済波及効果や地元との交流、リピーターの確保をめざす。具体的には、「宍粟市アウトドア活動推進計画」に基づき、豊かな自然を生かし、森林セラピーや宍粟 50 名山登山のほか、キャンプやカヌー、スキーなどの体験型のコンテンツを宿泊とのセットプランとして販売するなど、滞在

型の観光客を呼び込めるよう、観光関係事業者で組織するプラットフォームで連携を図りながら効果的に進めていくことで、観光入込客の増加を図る。

オ．企業の誘致及び起業の促進等

本市のクリーンな自然環境や京阪神の大消費地に近い立地を生かし、地域の特色ある農林産物を利活用した産業や既存産業の振興・高度化を図るとともに、学校等跡地の活用や工場跡地などの民間所有地を活用できるよう継続的に候補地調査を実施するとともに、空き店舗や空き家を活用した IT 関連事業所の開設支援などにより、情報通信産業の増加も含め、起業や新たな企業誘致を推進し就業機会の増大を図る。

また、起業に関するワンストップ相談窓口の役割を市が担当し、商工会並びに地域金融機関等と連携し、創業支援体制を強化することで市内での起業を促進する。

（3）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
２．産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	ため池耐震化整備事業負担金	県	
	林業	公有林整備事業	市	
		流末水路等整備事業	市	
		林業振興施設整備事業	市	
	(9)観光又はレクリエーション	ちくさ高原整備事業	市	
		道の駅整備事業	市	
		カヌー競技場等整備事業	市	
		伊沢の里整備事業	市	
		山崎アウトドアランド整備事業	市	
		原観光りんご園整備事業	市	
		最上山公園整備事業	市	
		一宮温泉施設整備事業	市	
		くるみの里整備事業	市	
		フォレストステーション波賀施設整備事業	市	
		観光施設看板設置事業	市	
		北部活性化事業	市	
		ちくさ高原彩の森整備事業	市	
		波賀城史蹟公園周辺未来の森づくり事業	市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	鳥獣被害防止対策事業	市	
		就農・定住促進事業	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		森林整備促進事業	市	
		条件不利地間伐推進事業	市	
		林業事業体集約化支援事業	市	
		新規事業体林業機械支援事業	市	
		農業生産基盤整備促進事業	市	
		耕作放棄地対策事業	市	
	商工業・６次産業化	無料職業紹介事業	市	
		起業家支援事業	市	
		商工業振興支援事業	市	
	情報通信産業	IT 関連事業所支援事業	市	
	観光	くるみの里修繕事業	市	
		フォレストステーション波賀修繕事業	市	
		道の駅修繕事業	市	
		戸倉スキー場施設整備修繕事業	市	
		ちくさ高原施設修繕事業	市	
		森林セラピー整備・運営事業	市	
		氷ノ山ツーリズム推進事業	市	
		発酵のまちづくり推進事業	市	
		しそう森林王国観光協会支援事業	市	
		観光イベント支援事業	市	
		伊沢の里修繕事業	市	
		一宮温泉施設修繕事業	市	
		ちくさ高原彩の森整備事業	市	
		波賀城史蹟公園周辺未来の森づくり事業	市	
		北部活性化事業	市	
	企業誘致	産業立地促進事業	市	
	その他	山林部地籍調査事業	市	
		宍粟材利用推進事業	市	
		彩りの森づくり事業	市	

（４）産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第23条及び第24条に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種等については次のとおりで、実施事業の内容は上記「（３）計画」事業計画に記載のとおりで、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏などとの連携もしつつ、事業を実施していく。

産業振興 促進区域	業　種	計画期間	備　考
宍粟市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和８年４月１日～令和13年３月31日	

（５）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

４　地域における情報化

（１）現況と問題点

本市では、平成20年度から平成21年度に実施した地域情報通信基盤整備事業により、光ケーブル網を構築している。これにより各家庭に緊急情報や行政情報を音声で届けたり、ケーブルテレビやインターネット接続サービスを提供したりしているが、サービスを安定して維持し、また技術革新に対応していくためには、今後も設備を更新していく必要がある。

携帯電話サービスエリアに関しては、民設民営や公設民営により市内居住エリアの通信環境の改善を図ってきたが、居住エリアから離れた山間の観光地等では不感地域が解消されていない。

また、社会のデジタル化が進む一方で、これらを使えない人が取り残されないようにするため、デジタルデバイド対策が必要となっている。

（２）その対策

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくため、必要となる情報通信設備の整備、更新を行う。

また、地域社会のデジタル化に対応するため、携帯電話の不感地域の解消に向けて取り組むとともに、デジタルデバイド対策のための人材育成を行う。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
３．地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	携帯電話基地局整備事業	市	
	告知放送施設	情報通信システム等整備事業	市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	情報通信施設整備事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	情報通信設備整備事業	市	
	その他	自主放送番組制作事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

本市の交通手段は、鉄軌道を有しないため自動車交通以外の移動手段を持たない。市内の道路網は南部に京阪神と中国地方を東西に結ぶ中国自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道29号、市北部を東西に結ぶ国道429号が広域幹線道路となっているとともに、これらを軸として宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・加美宍粟線・大屋波賀線・若桜下三河線の主要地方道、千種新宮線・田井中広瀬線・岩野辺山崎線・道谷三方線などの一般県道などで構成されている。

ア．道路

本市の道路は、産業・経済活動はもとより市民の日常生活に欠くことのできないものであり、１・２級市道などの幹線を中心に整備を進めた結果、改良率・舗装率ともに大幅に伸びてきた。しかし、未整備箇所も多くあるほか、道路、橋りょう、道路構造物、舗装などの老朽化も進んでおり、長寿命化対策を基本に、計画的な整備を継続的に進めていく必要がある。

また、本市は冬期の積雪量が多く、一部が「豪雪地帯」にも指定されており、冬期の交通を確保し、市民の生活の安定と産業経済の円滑交流を推進するため除雪作業を実施している。

イ．交通

鉄軌道のない本市の公共交通は、民間の路線バス等が通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として、また、都市との交流の手段として重要な役割を担っている。高齢化が進行する本市においては、ますます交通弱者の増加が予想されるため、「宍粟市地域公共交通計画」に基づき、利用者の視点から利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、地域公共交通ネットワーク網を整備することで、将来を見据えた持続可能な交通体系を構築する。

（２）その対策

ア．道路

国・県道については、交通危険箇所や未改良部分の計画的な早期改良整備と併せ、歩道や道路照明、交通安全施設の整備などについて、関係機関に継続的に働きかける。

市道・農道・林道については、各種の開発保全計画と連携した幹線道路網の見直しと整備の促進を図る。特に、市道については生活関連道路として市民の安全性と利便性に配慮しながら整備を行う。

また、少子高齢化社会に対応した歩行者・自転車などが通行しやすい安全な道路整備を進めるとともに、バリアフリーに配慮した障がいのある人にもやさしい道路づくり、自然環境と調和した快適な道路環境づくりによる潤いと安らぎの空間創造にも努める。農地の基盤整備と併せて整備を進めてきた農道については、引き続き適正な維持管理を進めるとともに、林道については、森林資源の有効利用や森林の公益的機能の維持増進、優良材の生産、原木の安定供給などに寄与するため、森林の整備と連携した林道整備を進める。

また、行政が担う除雪事業のほか、自治会が自主的に行う除雪への支援を行い、地域の道路環境の向上を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりをめざす。

イ．交通

「まち・生活を支え、みんなで守り育てる地域公共交通」をめざすまちの将来像とする「宍粟市地域公共交通計画」に基づき、市民や交通事業者との連携により、地域と市内外の公共的な施設や生活利便施設を結ぶ地域公共交通ネットワークを構築することで、住み慣れた地域で安心して生活できる社会基盤の整備と、観光等を目的とした交流人口の拡大により、活力のあるまちづくりを推進する。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
４．交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	道路改良 （仮称）新病院線 L=110m W=12.0m 中井段線 L=470m W=12.0m	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		段中井線 L=400m W=4.0～7.0m 門前春安線 L=200m W=12.0m 段門前線 L=850m W=12.0m 須賀沢９号線 L=100m W=5.0m 段３号線 L=100m W=4.0m 鹿沢中井線 L=140m W=1.5m 三津３号線 L=30m W=4.0m 五十波梯線 L=300m W=7.0～8.0m 鶴木１号線 L=10m W=5.0m 北野橋線 L=40m W=5.0m 須賀沢 11 号線 L=60m W=5.0m 鹿沢三津線 L=70m W=7.0m 木ノ谷２号線 L=400m W=5.0m 与位８号線 L=150m W=2.5m 与位清野線 L=10m W=4.9m 大沢５号線 L=25m W=2.0～2.5m 庄能上牧谷線 L=20m W=5.0m 与位１号線 L=10m W=5.0m 今宿４号線 L=70m W=4.0m 中２号線 L=50m W=4.0m 田井１号線 L=120m W=2.3～3.0m 大沢４号線 L=20m W=4.0m 段春安線 L=20m W=5.0m 与位 22 号線 L=50m W=3.0m 須賀沢２号線 L=10m W=4.0m 須賀沢７号線 L=10m W=4.8m 上比地６号線 L=30m W=4.0m 黒原千町線 L=4257m W=5.0～9.5m 川西線 L=1220m W=7.0m 森ヶ谷１号線 L=50m W=5.0m 草木線 L=17m W=4.6m 中土居２号線 L=5.0m W=4.0m 峰谷線 L=25m W=4.0m 名畑・神福寺線(3)　L=33.3m W=3.1m 松本線 L=5.0m W=3.0m		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		奥福知支線 L=10m W=3.0m 湯郷池岩線 L=35m W=3.4m 山田城線 L=100m W=6.0m 上野水谷線 L=40m W=4.0m 斉木西環状線 L=80m W=4.0m 城線 L=200m W=3.5～6.2m 下城線 L=110m W=3.1～5.4m カンカケ線 L=400m W=4.0m 宝殿線 L=400m W=9.0m 飯見野尻線 L=300m W=6.0m 原中垣内線 L=200m W=7.0m 七野下河野線 L=11m W=5.0m 河内水木線 L=50m W=4.0m 千草西山線 L=30m W=5.0m 岩野辺河呂線 L=50m W=5.5m 千草黒土線 L=86m W=5.0m 越屺石原線 L=150m W=5.0m 鷹巣焼山線 L=30m W=7.0m 西河内中野線 L=25m W=5.0m 道路舗装 庄能鹿沢線 L=280m W=5.0m 五十波梯線 L=740m W=5.0～11.0m 野船元２号線　L=100m　W=6.0～9.0m 鹿沢中比地線　L=760m　W=5.0～7.0m 千本屋御名線　L=1360m　W=8.0～11.0m 河東神野線 L=600m W=7.0m 下牧谷４号線 L=100m W=4.0m 下牧谷５号線 L=100m W=4.0m 石ヶ谷宍粟橋線　L=600m　W=6.0～12.0m 鹿沢中井線 L=738m W=6.0～11.0m 名畑・岡城線(3) L=300m W=5.0～14.0m	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		東高下・宮山線　L=190m　W=6.5～9.5m 樫山線 L=860m W=4.5～7.0m 草木線 L=1000m W=4.5～13.5m 上西深線 L=400m W=4.0～7.0m 月谷線 L=500m W=3.5～5.0m 横住線 L=500m W=3.0m 西深線 L=150m W=6.5～8.0m 家原遺跡公園線 L=300m W=7.0m 伊和須行名線　L=600m　W=3.5～5.5m 中土居線 L=280m W=3.0～5.0m 福野三方町線(1) L=600m W=4.0～8.0m 宮不呂線 L=180m W=3.0～4.0m 宮西線 L=230m W=3.5～5.5m 宮ノ本東線(1)　L=550m　W=4.0～7.5m 東市場安黒線　L=500m　W=3.5～5.0m 山田・中坪線 L=500m W=5.0～8.5m 三方町線 L=560m W=3.5～5.5m 三林線 L=350m W=4.0～7.5m 森添・横山１号線 L=500m W=4.5～14.0m 名畑・神福寺線(1) L=450m W=3.0～5.5m 名畑・岡城線(2) L=280m W=3.5～5.0m 安黒・嶋田線(1) L=220m W=4.0m 安黒・嶋田線(2) L=470m W=3.0～5.0m 乗取線(2) L=200m W=4.0～7.0m 上岸田線(1) L=400m W=4.0～6.0m 黒地・高下線 L=430m W=4.0～5.0m 井ノ口線 L=270m W=4.0m		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
	橋りょう	三方町河原田線　L=350m　W=3.0～18.0m 森添・横山２号線 L=500m W=4.5～13.5m 東河原クラカケ線　L=510m　W=3.5～5.0m 百千・唐野線 L=500m W=3.5～8.5m 飯見野尻線 L=350m W=5.0m 赤西線 L=600m W=3.4～7.8m 蔦沢線 L=1,200m W=4.0m 小野線 L=700m W=5.0m カンカケ線 L=400m W=5.0m 谷下三方線 L=600m W=4.0m 斉木内海線 L=200m W=7.0m 河東線 L=1300m W=3.7～7.1m 皆木線 L=590m W=4.0m 皆木環状線 L=500m W=4.0m 宝殿線 L=500m W=5.0m 日見谷線 L=160m W=5.0m 原防垣内線 L=120m W=4.0～10.0m 別所下鷹巣線 L=1310m W=4.0m 千草黒土線 L=650m W=5.0～10.0m 下河野西側線 L=600m W=4.0m 森脇越屺線 L=250m W=4.0m 土井久上町線　L=250m　W=4.2～6.2m 西河内中野線 L=120m W=3.5m 西山室橋線 L=190m W=3.4～4.4m 橋りょう整備 三谷神谷１号橋 L=2.8m W=9.9m 宮橋 L=8.0m W=5.1m さつき大橋 L=139.0m W=9.2m 須賀沢川戸2号橋 L=9.3m W=3.5m 北野橋 L=18.5m W=4.0m 奥福知橋 L=16.0m W=3.6m 折居橋 L=12.4m W=4.8m	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		越屺1号橋 L=22.4m W=4.2m		
		門田橋 L=39.0m W=3.6m		
		閏賀橋 L=88.6m W=7.8m		
		西安積橋 L=50.5m W=4.9m		
		原大橋 L=41.4m W=10.3m		
		清水橋 L=5.0m W=3.6m		
		砂子橋 L=12.5m W=2.3m		
		七野大橋 L=29.8m W=11.8m		
	その他	交通安全施設整備事業	市	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	県	
		菅野川堤防整備負担金	県	
		県道加美宍粟線整備負担金	県	
	(3)林道	森林管理道整備事業	市	
		林道施設整備事業	市	
		林道等維持修繕事業	市	
		林道橋橋りょう長寿命化事業	市	
	(8)道路整備機械等	除雪車等整備事業	市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地域生活交通対策事業	市	
		ひょうご共通 IC サービス推進事業	市	
	交通施設維持	道路修繕事業	市	
		橋りょう点検調査事業	市	
		橋りょう修繕事業	市	
		交通安全対策事業	市	
		市道除雪事業	市	
		道路等公共施設整備促進事業	市	
	その他	林道等維持修繕補助事業	市	
		除雪機整備事業	市	
		除雪機械運転資格取得補助事業	市	
		河川水路修繕事業	市	
		公園修繕事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定め

るとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア．上下水道

上水道については、昭和50年代から合併前の旧町により整備を行い運転維持してきた簡易水道事業を、合併後の平成26年度に水道事業へ統合し、事業の一体化・効率化を図ることで、安全な水を安定的に供給するための体制を構築し、水道事業の運営を行っている。一方、市内17か所の浄水場と関連施設の多くは老朽化が進んでおり、今後は計画的な施設更新を進めていく必要がある。

下水道については、令和２年度から地方公営企業法を適用（コミュニティプラント除く）し、経営の健全化及び基盤強化を図っている。併せて、昭和63年から平成21年にかけて整備した42処理区41処理場については、機器更新や適正な点検管理を行うことで公有水面の保全に努めている。また、人口減少や維持管理コストの増加に対する対策として、施設の統廃合による事業の効率化を図る必要がある。

イ．消防・防災

本市の消防組織は、常備消防の西はりま消防組合と、各町域単位の４支団からなる非常備消防の消防団となっている。近年、全国的に多発する地震や局地的豪雨などの大規模自然災害が懸念される中で、山崎断層帯が横断する本市において、火災、風水害だけでなく地震発生時において即時に対応する消防力が必要である。

西はりま消防組合では、宍粟消防署を中心に１分署、２出張所の限られた人数で広域な本市の消防・救急業務を担っている。迅速、確実な業務を行うためにも、車両及び消防、救急、救助資機材等の充実が必要不可欠である。

また、消防団では、少子高齢化・過疎化や勤務条件、勤務地の変化などによる団員の減少が大きな課題となっている。消防力を維持していくためには、団員の確保とあわせて、老朽化した消防水利施設や消防車両、資機材の整備、更新など施設・装備の充実が必要である。

ウ．公営住宅

本市の公的賃貸住宅としては、令和８年３月時点で公営住宅 260 戸、特定公共賃貸住宅６戸、改良住宅 42 戸を整備しているが、そのうち約 30％が法定耐用年数を超え老朽化している。また、現在の入居率は高い状況ではあるが、人口減少が進むことによる需要戸数の減少が予測されている。

エ．その他

本市では、「第２次宍粟市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制と資源の有効活用を図り、また５R活動を推進して環境にやさしい循環型社会の構築に向けた取組を進めている。

リサイクル率は、令和元年度の22.9％から令和５年度の23.6％に、ごみの排出量は、令和元年度の11,663ｔをピークに令和５年度では10,404ｔに減少しており、令和21年度にリサイクル率30％以上、市民１人１日当たりのごみ排出量を700g以下にすることを目標に、取り組みを強化しているところである。

（2）その対策

ア．上下水道

上水道については、豊かな自然環境に恵まれた水源を活かし、安全・安心な水道水の安定供給体制のさらなる確立に努めるため、「宍粟市水道ビジョン」に基づいて計画的な施設更新を進めるとともに、老朽化が著しい配水池やポンプ場などの修繕・改修を実施し、適正な施設維持管理に努める。

下水道については、「宍粟市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道処理施設の適正な維持管理と機能強化に努める。また、施設の長寿命化を図ることを目的として、老朽化した施設や機器等の更新に対しては、計画的な修繕・改修を実施し健全な管理運営に取り組む。併せて、「宍粟市下水道施設統廃合計画」に沿って施設の統廃合を含めた再編整備を進める。

イ．消防・防災

全国各地で局地的な災害が発生し自治体の防災体制強化が求められる中、より充実した防災行政推進のため「宍粟市地域防災計画」に基づき防災体制の強化を図る。また、市民の災害に対する基礎知識の向上に努め、防災意識の高揚を図るとともに、消防設備・機器を計画的に整備更新し、地域防災力の充実・高度化を図る。

また、消防団の組織・機構の整備とともに、自主防災組織の育成強化、西はりま消防組合と医療機関との連携強化を図り、これらのネットワーク化を推進し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

ウ．公営住宅

将来的に需要戸数の減少が予測されることから、「宍粟市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替え、改修、維持管理を行う必要がある。また、高齢者や障がいのある人を含むすべての人に配慮したバリアフリー化を推進し、多様なニーズへの対応を進めていく。

エ．その他

「宍粟市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ分別の徹底を周知し適正な収集運搬及び処理に努めるとともに、市民、地域、事業者の協力、連携により資源ごみの有効利用や資源の循環に対する意識啓発に努める。また、引き続き資源物のコンテナ回収に取り組み、多様化・増大化するごみの減量化と資源ごみのリサイクルを推進する。

（3）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
５．生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	上水道老朽管更新事業	市	
		水道施設老朽機器更新事業	市	
		水道施設改良事業	市	
		道路改良に伴う水道管布設（移設）事業	市	
	(2)下水処理施設			

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
	公共下水道	公共下水道施設長寿命化事業	市	
		公共下水道施設統廃合事業	市	
		道路改良工事に伴う下水道管移設等事業	市	
		雨水幹線整備事業	市	
		新規加入に伴う公共マス設置及び管路布設事業	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水処理施設長寿命化事業	市	
		農業集落排水処理施設統廃合事業	市	
		新規加入に伴う公共マス設置及び管路布設事業	市	
	地域し尿処理施設	コミュニティプラント施設長寿命化事業	市	
		新規加入に伴う公共マス設置及び管路布設事業	市	
		道路改良工事に伴う下水道管移設等事業	市	
	その他	しそうクリーンセンター施設等整備事業	市	
		流域下水道事業建設負担金	県	
		合併浄化槽設置事業	市	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	にしはりまクリーンセンター施設等整備事業	市・にしはりま環境事務組合	
	その他	ごみ運搬車整備事業	市	
	(4)火葬場	火葬場整備等事業	市	
	(5)消防施設	消防・救急車両整備事業	市・西はりま消防組合	
		消防施設整備事業	市・西はりま消防組合	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業	市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	水道施設修繕事業	市	
		下水道施設修繕事業	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		農業集落排水施設修繕事業	市	
		コミュニティプラント施設修繕事業	市	
		ストックマネジメント計画策定・認可変更事業	市	
	環境	しそうクリーンセンター施設等修繕事業	市	
		火葬場施設修繕事業	市	
	防災・防犯	特定空き家等除却事業	市	
		住宅土砂災害対策移転支援事業	市	
		住宅等土砂災害対策対策防護壁等整備支援事業	市	
		住まいの耐震化促進事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

ア．子育て環境の確保

本市では、子どもの数は減少傾向にあり、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実が必要となっている中で、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することや、児童福祉施設である保育所あるいはその性質を有する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の果たす役割は大きくなっている。平成 21 年度より進めてきた「宍粟市幼保一元化推進計画」については、想定を上回る少子化の進行により一部計画の見直しを行い、令和７年度で計画期間満了となり、令和８年３月現在で、市内の公立認定こども園３園、公立幼稚園２園、私立認定こども園６園、私立認可保育園３園となっている。

今後も多様化する保育ニーズに対応するため、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生活環境を整備するとともに、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、すべての子育て世帯に対して柔軟な支援を行っていく必要がある。

また、地域・行政など関係機関が一体となった施策を進める中で、地域における子育て支援として子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業を展開し、サポート体制の充実を図るとともに、安心して子どもが医療を受けられるために医療費助成を行っている。妊娠前から子育て期までの切れ目のない子育て支援や子育て世帯への伴走型支援を行い、妊婦のための支援給付や医療費助成を含めた経済的な支援を行うなど総合的な少子化対策事業の推進が必要となって

いる。

イ．保健

本市の健康寿命は、国平均より低く、「宍粟市国民健康保険第３期データヘルス計画」及び「兵庫県後期高齢者医療広域連合第３期データヘルス計画」の分析では、宍粟市国保加入者、後期高齢者共に糖尿病での受診が多くなり、医療費が増えている。また、「第４期宍粟市地域福祉計画」の策定の際に実施した市民アンケートでは、普段の生活の中での不安や悩みについて「自分や家族の健康に関すること」が最も高い割合を占めており、健康への意識・関心が高い結果となっている。

本市では、健康教室・相談、各種健康診断の実施や地域での健康づくり活動など、保健事業の充実に努めるとともに、医療機関との連携による健診後のアフターケアなども実施している。

ウ．福祉

①高齢者福祉

本市では高齢化が進み、国全体より高い高齢化率となっている。さらに、高齢者人口は大きく変動しない中で、年少人口・生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢化率は一層高くなることが見込まれる。また、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、同時に、少子高齢化・過疎化などの進行に伴い、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合いなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されている。

本市では、いきいき百歳体操や老人クラブ活動の支援、認知症サポーターの養成やボランティア活動の育成・支援等を実施し、高齢者の地域活動・社会参加促進、地域づくりの推進を図ってきた。

しかしながら、人口の年齢構造や世帯構造が変化していく中で、住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするためには、介護予防施策や地域での支え合いの体制づくりなどを一層推進することが重要である。

②障がい福祉

本市の身体障がい者手帳所持者数は減少する一方、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。障がいのある人の高齢化が進む中、障がいの重度化・重複化や、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供するために、地域生活支援や就労支援などの取組を行っている。また、市域においては、働きに行く、病院へ行く、買い物をするなど外出行為における利便性が低いため、障がいのある人などの外出を支援することが重要となる。

（２）その対策

ア．子育て環境の確保

本市では、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」などにより、子どもの豊かな成長を支える保育の基盤づくりの実現に向け、子育てに関する相談体制や支援内容の充実をはじめ、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に進める。また、子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などの連携体制を横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築に取り組む。

また、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、すべての子どもの育ちを応援し、保育の資

質向上を図るとともに、より質の高い教育・保育が等しく受けられる環境整備に取り組む。

イ．保健

本市では、「健康しそう 21（宍粟市健康増進計画）及び食育推進計画」に基づきライフステージにあわせた健康づくりを進めるとともに、生活習慣改善を目的とした予防活動を、地域・職場・学校など幅広く展開する。また、健康維持や病気などの早期発見を目的とした特定健診やがん検診を実施する。さらに、健康維持や介護予防をめざし、自治会施設などでは市民主体によるいきいき百歳体操教室を実施する。

本庁舎、一宮市民協働センター、波賀市民協働センター及び千種保健福祉センターを拠点として健康教室・相談を充実させ、寝たきりや認知症・生活習慣病の予防、介護家族のための事業などの展開を図る。また、健診事業では、特定健診やがん検診を引き続き実施するとともに福祉・医療とのさらなる連携を図る。

ウ．福祉

①高齢者福祉

本市では、「宍粟市高齢者福祉計画」及び「宍粟市介護保険事業計画」により、高齢者が地域でつながり、支え合い、生きがい（役割）と健康を保ちながら活躍できるまち、介護が必要になっても望む場所で自分らしく生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したまちをめざして施策展開を図っている。今後においても計画を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進・深化を図る。

また、地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保に取り組む。

②障がい福祉

本市では、「宍粟市障がい者計画」や「宍粟市障がい福祉計画」などにより計画的に各分野の福祉施策を展開している。障がいのある人が住み慣れた地域で社会の一員としていきいきと暮らせるように、一人ひとり異なる障がいの特性への理解や、生活の状況にあわせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保、気軽に外出できる環境づくりを図る。具体的な取組として、外出支援や居宅介護などの訪問系サービスや短期入所を充実させるなど、地域で生活するために必要な支援の整備を図るとともに、グループホームなど居住系サービスの整備を進める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
６．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健福祉センター施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	認定こども園推進事業	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		保育所バス運行支援事業	市	
		認定こども園通園バス運行事業	市	
		私立特定教育・保育施設給食副食費助成事業	市	
		母子保健事業	市	
		病児・病後児保育事業	市	
	高齢者・障がい者福祉	外出支援サービス事業	市	
		グループホーム開設サポート事業	市	
		高齢者通いの場づくり支援事業	市	
		介護支援専門員実務研修受講支援対策事業	市	
		介護人材確保・定着対策事業	市	
		保健福祉センター施設修繕事業	市	
	健康づくり	特定健診・がん検診事業	市	
	その他	こども家庭支援センター事業	市	
		乳幼児等医療費助成事業	市	
		第３子以降学校給食費助成事業	市	
		誕生祝記念品贈呈事業	市	
		子どもの居場所づくり支援事業	市	
		児童育成支援拠点事業	市	
	(9)その他	病児・病後児保育施設等整備事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

８　医療の確保

（１）現況と問題点

本市には、一般開業医及び歯科診療所、市立診療所３か所の医療機関があり、救急医療をはじめ中核的役割を担う公立宍粟総合病院とともに、市民の健康を支えている。また、祝日や日曜に発生する突発的なけがや病気に対応するため、宍粟市医師会の協力のもと「日曜・祝日当番医」により初期救急の医療体制を確保している。さらに、在宅での療養を希望する市民に対応するため、訪問診療や訪問看護事業を展開し、地域における医療提供体制の充実を図っている。しかし、団塊の世代が後期高齢者となり、医療を必要とする高齢者の増加が見込まれる中では、身近な地域で日常的な治療や相談

ができる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の確保が一層重要となっている。また、介護が必要になっても望む場所で自分らしく生活ができるよう、在宅で必要な介護保険サービスや医療が受けられる体制を整備することが求められており、地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）を一層推進していくことが重要となっている。

加えて、医療の空白地を生じさせないためには、特に市北部地域における医療提供体制の確保が課題であり、市立診療所の安定的な運営を通じて、地域格差のない医療環境を実現していく必要がある。

公立宍粟総合病院については、現病院の老朽化や狭隘化に伴い、令和10年３月の開院に向けて新病院建替整備工事に着手している。また、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、人材の安定確保や健全な財政運営が望まれている。

（２）その対策

市民が安心して住み続けられる地域を実現するため、「地域包括ケアシステム」の推進を柱として、初期救急医療体制の確保や、将来的な医師不足に対応した地域医療体制の構築をめざし、地域の開業医、市立診療所、公立宍粟総合病院の連携の強化を図っていく。また、在宅医療や介護保険サービスの充実、必要に応じた入院体制の整備を進め、医療・保健・介護・福祉の分野を横断した連携体制を構築するとともに、介護予防や疾病予防などの取組を強化し、健康寿命の延伸と地域の持続的な発展をめざす。

さらには、医療の空白地域を生じさせないため、継続的な医師確保に努めることで、地域医療の安定的な提供と充実を実現するとともに、交通手段の制約や医師不足に対応するために、オンライン診療や ICT を活用した遠隔医療体制について研究し、誰もが安心して医療にアクセスできる環境の確保に向けた検討を進める。

また、市内の中核医療を担う公立宍粟総合病院では建替整備工事を計画的に進めるとともに、「公立宍粟総合病院経営強化プラン」に基づき経営の効率化を図り、持続的な黒字化をめざす。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
７．医療の確保	(1)診療施設			
	病院	宍粟総合病院施設整備事業	市	
		宍粟総合病院医療機器等整備事業	市	
		宍粟市新病院整備工事	市	
	診療所	診療所施設整備事業	市	
		診療所医療機器等整備事業	市	
	(3)過疎地域持続的			
	発展特別事業			
	その他	日曜祝日当番医事業	市	
		＃7119　救急安心センター事業	県・市	
		訪問看護事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

９　教育の振興

（１）現況と問題点

ア．学校教育

本市には、令和８年３月時点で公立中学校７校、公立小学校10校がある。

少子化が進行する中で、一定規模の集団で活動することを通して、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」を身につけ、自立した人間の育成を図ることを目的に、平成21年度から学校規模適正化を進め、令和７年４月の山崎南小学校の開校をもって「宍粟市学校規模適正化推進計画」は完了したところであるが、令和７年度の児童・生徒数は2,271人であり、令和３年度（2,667人）から４年間の減少率は14.8％となっている。

イ．社会教育

本市の社会教育施設は市民の自主的な生涯学習の場として広く活用されている中で、社会教育施設及び人材育成・ソフト事業の整備、充実が求められている。

（２）その対策

ア．学校教育

学校設備の高度化及び充実のため、給食センター・運動施設・情報機器などの整備を行う。さらに、地域の自然環境などを活用した環境教育をはじめ、情報、国際化、道徳教育などに関連した特色ある教育カリキュラムの充実を図るとともに、地域の歴史・文化、伝統産業などの地域学習・体験学習や世代間交流の推進により、園児・児童・生徒の地元への愛着心を醸成し、一人ひとりの人間性の向上を図っていく。

遠距離通学の児童・生徒の送迎のためのスクールバスの適正配置を行うとともに、車両の順次更新を行うほか、少人数の地区にあってはタクシーでの送迎を行う。ソフト事業の取組として、「しそうの子ども生き活きプラン」に基づき、豊かな自然と歴史、文化に囲まれた地域であることの特性を生かした学習システムの研究や指導方法の工夫、改善を行い、「生きる力」を身につけるとともに、園児・児童・生徒の育成と一人ひとりの個性の伸長を図る教育を推進する。

イ．社会教育

学習を通じて得た知識や技能、経験を指導者やリーダーとして地域や社会で積極的に生かしていく仕組みを構築していくとともに、先人たちが築き上げてきた自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を学ぶことにより、本市への誇りや愛着を高める取組を進める。

また、ライフステージに応じたソフト事業の充実を図るとともに、生涯学習施設としての機能をもつ市民協働センターや各地域集会所などのネットワーク化・人的ネットワーク化を進め、家庭に

おける教育力の向上、青少年の社会参加や体験活動を促す活動の充実、地域コミュニティの活性化、環境保全への取組など、心豊かな人づくりをめざした生涯学習社会の構築を図る。

（3）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
８．教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小学校施設整備事業	市	
		中学校施設整備事業	市	
	屋内運動場	小学校施設整備事業	市	
		中学校施設整備事業	市	
	水泳プール	小学校プール整備事業	市	
	スクールバス・ボート	通学バス整備事業	市	
	給食施設	給食センター施設整備事業	市	
	その他	総合教育センター整備事業	市	
		小中学校ネットワーク整備事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	集会施設	生涯学習センター施設更新事業	市	
	体育施設	スポーツ施設整備事業	市	
	図書館	図書館整備事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	通園バス運行事業	市	
	義務教育	通学バス運行事業	市	
		通学タクシー運行事業	市	
		放課後補充学習等推進事業	市	
		しそう生き活き学校プロジェクト事業	市	
		小中学校情報機器整備事業	市	
		学校部活動の地域展開に向けた環境整備のためのコーディネーター配置事業	市	
		部活動の地域展開に向けた実証事業	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
		地域クラブ活動振興事業	市	
	生涯学習・スポーツ	図書整備事業	市	
		スポーツイベント助成事業	市	
	その他	給食センター修繕事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

10　集落の整備

（１）現況と問題点

本市は、人口減少と少子高齢化の進行に加えて、新型コロナウイルスの影響により、これまで地域で行われていた活動の継続が段々と難しくなっており、地域コミュニティ機能の低下につながっている。

また、人口減少等の社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により、様々な分野で地域課題が生じており、市民個人の努力や行政だけは対応が困難な事例も増加している。地域コミュニティ活動を推進し、多様化・複雑化する地域課題を解決していくためには、従来の単位自治会の地縁によるコミュニティ活動を地区に広げ、新たなコミュニティを形成していくことが必要である。

さらに、地域コミュニティの拠点となる集会所施設の老朽化が著しい集落もあるため、改築等を進める必要がある。

（２）その対策

本市では、持続可能な地域運営の仕組みづくりをしていくことを目的として、「参画と協働のまちづくり指針」を定めている。人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている中で、多様化する地域課題の解決や個性ある地域・集落づくり等を進めていくため、活動主体となる若年層の定住促進や地域コミュニティの活動推進を図るための拠点整備を行うとともに、地域住民自らが考え活動する地域主体のまちづくりをめざし、ソフト事業を中心に取り組む団体への支援を行っていく。

また、新たなコミュニティの形成を図るために、地区ごとにコミュニティ支援員（集落支援員）を配置し、地域住民が活動に参加しやすい環境づくりを進めていく。

さらに、福祉・生涯学習などのソフト事業の積極的な展開により、高齢者の社会参加活動などの生きがいづくりに取り組み、３世代交流型のライフスタイルの創造を推進する。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
９．集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	自治集会施設等整備事業	市	
		自治会活動支援事業	市	
		地域づくり活動促進事業	市	
		協働のまちづくりトライやる交付金事業	市	
		地区コミュニティ支援員設置事業	市	
		しそう元気げんき大作戦事業	市	
		地域運営組織活動交付金事業	市	
	(3)その他	自治集会施設等整備事業	市	
		集落センター改修負担金事業	自治会	

11　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

本市は、奈良時代に編纂された『播磨国風土記』に記されるように早くから拓け、古い歴史と伝統が息づく地域で、伝統的な祭りや芸能、史跡や建造物などの文化財が多数残されている。また、地域の特色ある文化・芸術活動が長年にわたり培われてきた。先人達の努力により永く守り続けられてきた地域文化は、本市の誇りであり、保存・活用を図りつつ後世に引き継ぐべき大切な財産である。

一方、本市は少子高齢化による人口減少が急速に進む状況下にあり、その影響は行財政の縮小による文化活動の場の不足、担い手の減少をもたらしている。

地域文化を次世代へ継承していくためには、子どもたちから高齢者まで、市民が主体的に質の高い芸術・文化活動にふれる場と機会を提供し、地域文化の振興を図る必要がある。

（２）その対策

文化・芸術鑑賞機会の充実や活動のための施設環境を整備するなど、文化・芸術活動を支援していくとともに、新しい文化の創造に向けた文化・芸術の交流イベントを促進する。さらに、文化財の保存と活用を図るため、歴史文化や文化財の展示公開施設の充実をはじめ、様々な分野で地域の特色ある文化芸術の力を育むための施設整備を行う。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
10. 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	山崎文化会館整備事業	市	
		文化財等展示・収蔵施設整備事業	市	
		遺跡公園等整備事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	地域振興イベント支援事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

12　再生可能エネルギーの利活用の推進

（１）現況と問題点

本市の有する広大な面積の土地利用状況は、令和２年（農林業センサス）では山林が89.1％であり、山林の占める割合が非常に高い。また、豊富な水量を有する急こう配の河川や先人から代々受け継がれてきた森林資源など、水力発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーの元となる地域資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギー事業を地域の活性化や産業振興に結び付けていく必要がある。

（２）その対策

土地に関する施策を総合的かつ効率的に実践していくうえで、揖保川及び千種川の清流や氷ノ山後山那岐山国定公園などの豊かな自然資源を生かした魅力あふれる生活環境の創造や「宍粟市環境基本計画」に基づく循環型社会を構築する。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
11. 再生可能エネルギーの利活用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

本市では、人口減少、少子高齢化が進行する中、地域コミュニティとともに買い物や医療など日常生活に必要な機能の維持が重要となっている。北部３町域においては、住民の利便性の向上と地域の賑わいづくりのため、既存公共施設を集約した市民活動・交流の拠点となる新たな施設として、令和６年度までに市民協働センターを整備した。地域コミュニティや地域経済の活性化に向けて、これら施設を有効活用し、地域内外から人々を呼び込む市民の主体的な活動を促進するための支援が必要となっている。

また本市では、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことで、自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざしている。「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」及び「第２次宍粟市男女共同参画プラン」に基づき、今後はさらに、男女共同参画への意識の醸成、女性の活躍推進、家庭生活を共に支え合う意識の浸透、多様な性への理解促進を図る必要がある。

加えて本市では、合併により多くの公共施設を有し、また、学校規模適正化等により多くの空き校舎等を有しており、施設の集約化及び空き校舎等の有効活用が必要となっている。

（２）その対策

各町域を一つの生活圏と捉え、市民活動・交流の拠点づくりを進めるとともに、公共交通や情報通信などのネットワークを駆使して、将来にわたって地域の利便性や賑わいを創出していく。また、拠点の有効活用に向けて、市民の主体的な活動を促進するための支援や拠点機能の強化を図る。

男女共同参画社会実現のため、さまざまな機会を通して教育・学習を推進するとともに、DV等のあらゆる暴力の根絶に取り組む。また、男女が共に責任をもって、家庭・職場・地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を図る。さらに、男女における均等な機会の確保のため、事業所にワークライフバランスの実現を働きかけるとともに、多様な性への理解促進をはじめ、一人ひとりの個性を尊重し誰もがいきいきと暮らすことができる環境整備に取り組む。

「宍粟市公共施設等総合管理計画」に基づき、現在保有する施設の集約化を図り、空き校舎等については有効活用を図ると同時に除却を進め、維持管理費を削減していく必要がある。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
12．その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	生活圏の拠点づくり整備事業	市	
		宍粟防災センター施設更新事業	市	
		御形の里づくり事業	市	
		多世代交流施設整備事業	市	
		男女共同参画推進事業	市	
		閉校校舎等解体事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
１．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	森林の家づくり応援事業	市	本事業は、転出抑制及び転入促進による人口増加、また、市内事業者及び地域材活用による活力ある地域づくりを図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		空き家活用事業	市	本事業は、空き家を活用し本市に移住及び定住による人口増加を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		下宿費助成事業	市	兵庫県立森林大学校や市内高等学校への通学者の支援により、同大学校等の生徒等を確保することで、定住促進と次世代を担う人材育成に資するものである。
		婚活イベント等事業	市	婚活イベントの実施やオンラインによるマッチング、また、結婚相談員による紹介など、出会いの機会等を積極的に支援することで、未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、人口増加や地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		北部地域保育園留学推進事業	市	本事業は、１～２週間家族で地域に滞在し、地域の保育園やこども園を利用するという子ども主体の暮らし体験を通じて、関係人口の獲得や移住・定住促進につなげることを目的とするものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	地域間交流	国際交流活動促進事業	市	市民の自主的かつ主体的な国際交流活動を促進することにより、市民の国際的な知識と見聞を広め、地域の国際化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	人材育成	地域おこし協力隊事業	市	３大都市圏等から若者を地域おこし協力隊として招聘し、地域とともに地域活性化に取り組むことで、市民主体の活力あるまちづくりを推進し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
２．産業の振興	第１次産業	鳥獣被害防止対策事業	市	有害鳥獣捕獲や農地への防護柵の設置による農業被害の抑制、有害鳥獣捕獲従事者の後継者育成を行うものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		就農・定住促進事業	市	市内に居住し、新たに農業経営しようとする者を地域農業の担い手として育成し、農地の有効活用及び適正な保全管理の推進並びに地域産業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		森林整備促進事業	市	公益的機能を十分に発揮し得る健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		条件不利地間伐推進事業	市	奥地等の条件不利地の森林における間伐を支援することで、公益的機能を十分に発揮し得る健全な森林を育成し、災害に強い森林の造成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		林業事業体集約化支援事業	市	整備意欲のある林業事業体の売買等による森林所有者の集約化を支援することで、一体的な森林整備の実施、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
２．産業の振興	第１次産業	新規事業体林業機械支援事業	市	新規林業事業体に対する高額な林業機械の初期投資費用を支援することで、市内の林業事業体数の維持と持続的な森林整備の推進に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		農業生産基盤整備促進事業	市	農業生産性の維持向上に向けた農業生産基盤の整備に係る取組を支援することで、農業生産基盤の整備を促進し、農業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		耕作放棄地対策事業	市	荒廃農地の再生を支援することで、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産の取組を推進し、農業の振興と地域の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	商工業・６次産業化	無料職業紹介事業	市	職業相談、職業紹介及び求人開拓を行い、求職者の早期就職の実現・就業機会の拡大を図り、市民生活の安定に寄与するとともに、本市の企業や暮らしの魅力を、都市部を始め、市内外の学生・若者向けに発信するなど、地域が一体となって域内での就職を推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		起業家支援事業	市	市内で新たに起業する者を支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		商工業振興支援事業	市	市商工会と連携し、市内の商工業者の振興と安定を図り、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	情報通信産業	IT関連事業所支援事業	市	市内の空き家、空き店舗等を活用し、通信ネットワークを活用するIT関連事業所を開設する事業者を支援することにより、産業振興及び地域の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	観光	くるみの里修繕事業	市	本市の観光施設の修繕を行うことで、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		フォレストステーション波賀修繕事業	市	同上
		道の駅修繕事業	市	同上
		戸倉スキー場施設整備修繕事業	市	同上
		ちくさ高原施設修繕事業	市	同上

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
	観光	森林セラピー整備・運営事業	市	森林資源を活用したヘルスツーリズムとして実施することで、本市の知名度の向上を図るとともに、交流人口の増加と関連産業の振興等による地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		氷ノ山ツーリズム推進事業	市	地域と連携し氷ノ山を活用した交流事業を実施することにより、交流人口及び関係人口の増加、また、北部地域の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		発酵のまちづくり推進事業	市	「日本酒発祥の地・発酵のふるさと」のまちを市内外に広くPRし、商品開発や販路開拓、発酵文化の普及啓発、市民の健康増進、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		しそう森林王国観光協会支援事業	市	多様な関係者との連携を図り、地域が一体となった森林環境の保全と魅力的な観光地域づくりを推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		観光イベント支援事業	市	観光振興に関する民間主体の各種イベント等を支援し、民間主導の地域づくりを促進することにより観光振興と活力ある地域づくりを進めるとともに、地元経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		伊沢の里修繕事業	市	本市の観光施設の修繕を行うことで、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		一宮温泉施設修繕事業	市	同上
		ちくさ高原彩の森整備事業	市	地域主体で取り組むちくさ高原における植栽やクリンソウ鑑賞のための遊歩道の維持補修を支援することにより、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		波賀城史蹟公園周辺未来の森づくり事業	市	地域住民が自主的及び主体的に取り組む波賀城史蹟公園周辺における広葉樹等の植樹や遊歩道の整備等を推進することで、利用者の利便性及び満足度の向上を図ることはもちろん、豊かな自然景観の保全と風景街道づくりの実現、交流人口及び関係人口の増加に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		北部活性化事業	市	豊かな森林資源を活用した交流人口の増加を経済活動に結びつけ、安定した雇用の創出と地元住民が市の魅力を再発見できる気づきの場の創出を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	企業誘致	産業立地促進事業	市	市内に工場等を設置する事業者を助成をすることにより、本市の産業の振興と雇用機会の拡大に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
２．産業の振興	その他	山林部地籍調査事業	市	地籍調査の成果が登記情報に反映されることにより、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、他事業の円滑化、災害復旧の迅速化など、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整備するものである。
		宍粟材利用推進事業	市	木材製品の普及、木材需要の拡大その他の林業の振興に資する事業を促進することにより、地域経済及び地域林業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		彩りの森づくり事業	市	市民が自主的及び主体的に行う広葉樹等の植樹事業を推進することで、豊かな自然景観の保全と風景街道づくりの実現、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
３．地域における情報化	情報化	情報通信設備整備事業	市	市内に行政情報・防災情報・まちづくり情報等を迅速に提供することにより、安心・安全な市民生活とまちづくりを活性化し、市民満足度の向上及び定住促進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	その他	自主放送番組制作事業	市	同上
４．交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	地域生活交通対策事業	市	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		ひょうご共通ICサービス推進事業	市	市内路線バスにICカード決済を導入することにより、バス利用者の利便性向上を図るとともに、乗降データを把握し利用者のニーズに合わせたダイヤの見直しやバス事業者の業務負担やコスト軽減につなげる等、持続的な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	交通施設維持	道路修繕事業	市	市道の補修・修繕を行うことで道路を良好な状態に保ち、道路通行者の交通の安全性を将来にわたって確保するものである。
		橋りょう点検調査事業	市	今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図り、将来にわたって安全な通行を確保するものである。
		橋りょう修繕事業	市	同上
		交通安全対策事業	市	交通安全施設整備を行うことで、誰もが安心して利用できる道路の交通環境、児童生徒の安全な通学路を将来にわたって確保するものである。
		市道除雪事業	市	市道の除雪を行うことで冬季における道路通行者の交通の安全性を確保し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
４．交通施設の整備、交通手段の確保	交通施設維持	道路等公共施設整備促進事業	市	里道・水路の良好な維持管理の奨励と地域コミュニティ活動の活性化を図るものである。
	その他	林道等維持修繕補助事業	市	林業の生産性及び公益的機能の維持向上を図るために、林業基盤の補修改良等の整備を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		除雪機整備事業	市	地域が主体となって行う除雪を支援することで、冬季における生活環境の安全性を確保し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
		除雪機械運転資格取得補助事業	市	市内の道路除雪業務に携わる人材を育成することで、冬季における生活環境の安全性を確保し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
		河川水路修繕事業	市	河川水路の補修・修繕を行うことで道路及び生活環境を良好な状態に保ち、道路通行者を含めた市民の安全性を将来にわたって確保するものである。
		公園修繕事業	市	公園の補修・修繕を行うことで公園利用者の安全性を将来にわたって確保するものであり、また、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
５．生活環境の整備	生活	水道施設修繕事業	市	水道施設の補修・修繕を行うことで安全・安心な水道水を提供し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
		下水道施設修繕事業	市	下水道等施設の補修・修繕を行うことで持続可能な下水道事業の実現をめざし、また、将来にわたって快適な生活と住環境の整備を図るものである。
		農業集落排水施設修繕事業	市	同上
		コミュニティプラント施設修繕事業	市	同上
		ストックマネジメント計画策定・認可変更事業	市	同上
	環境	しそうクリーンセンター施設等修繕事業	市	市内のし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するための施設修繕を実施することにより、将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
５．生活環境の整備	環境	火葬場施設修繕事業	市	市内の火葬場施設修繕を実施することにより、将来にわたって安心して暮らすことができる生活環境を確保するものである。
	防災・防犯	特定空き家等除却事業	市	特定空き家等が倒壊により周辺に危険が及ぶ恐れのある民間住宅の除却費用を支援することにより、将来にわたって市民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
		住宅土砂災害対策移転支援事業	市	土砂災害が発生するおそれのある区域にある住宅を除却し移転する費用を支援することで、将来にわたって市民の安全の確保を図るものである。
		住宅等土砂災害対策対策防護壁等整備支援事業	市	土砂災害が発生するおそれのある区域にある住宅を改修する費用を支援することで、将来にわたって市民の安全の確保を図るものである。
		住まいの耐震化促進事業	市	市内に所在する耐震性が低い戸建住宅及び共同住宅の耐震改修に係る費用を支援することにより、住宅の耐震化の促進を図り、将来にわたって安全かつ安心な住まいとまちづくりの推進に資するものである。
６．子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	認定こども園推進事業	市	幼保連携型認定こども園の運営費用の支援により、小学校就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		保育所バス運行支援事業	市	保育所における地域の需要に応じた保育所通所バスを運行することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		認定こども園通園バス運行事業	市	認定こども園における地域の需要に応じた通園バスを運行することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		私立特定教育・保育施設給食副食費助成事業	市	私立保育所、認定こども園等で幼児教育・保育を受ける３歳児から５歳児の給食費の一部を助成することで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図り、将来にわたって安心して暮らすことができる子育て環境を確保するものである。
		母子保健事業	市	出産前後の健診等費用を助成することで各種健診への受診を推進することにより、健康状態を早期に把握し、疾病及び異常の早期発見と早期治療の充実を図るとともに、経済的負担を軽減することにより、将来にわたって子育てしやすい環境づくりを推進するものである。
		病児・病後児保育事業	市	保護者が就労等をしている場合において、児童が病気又は怪我などで、集団及び自宅での保育が困難な場合に一時的に保育を行う病児・病後児保育制度を整えることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
６．子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障がい者福祉	外出支援サービス事業	市	公共交通機関の利用が困難な人で、外出が困難な高齢者や障がいがある人に対して、外出支援サービスを提供することにより、自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		グループホーム開設サポート事業	市	グループホームの新規開設を促進し、障がいのある人の地域移行の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		高齢者通いの場づくり支援事業	市	通いの場を拡充させ、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進し、地域包括ケアの実現に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		介護支援専門員実務研修受講支援対策事業	市	介護人材不足が深刻な状況となる中で、介護サービスの基盤となる介護人材の確保及び定着を促進することで、将来にわたって高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		介護人材確保・定着対策事業	市	同上
		保健福祉センター施設修繕事業	市	市民の健康の増進と福祉の向上を図るための保健福祉施設を修繕することで、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	健康づくり	特定健診・がん検診事業	市	がんの早期発見、早期治療の推進により医療費の抑制及びがん死亡率の低下により平均寿命・健康寿命の延伸を図り、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	その他	こども家庭支援センター事業	市	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する体制を整えることで、本市で子育てをしようと思う人を増加させるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		乳幼児等医療費助成事業	市	少子化対策として、乳幼児から高校生までの医療費における一部負担を助成し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、より安心して、医療を受けることができる体制を整えることにより、乳幼児等の健全育成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		第３子以降学校給食費助成事業	市	多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することにより定住・移住の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		誕生祝記念品贈呈事業	市	出生児の誕生祝記念品として地元産材を使用した木のおもちゃを贈ることで、木育の推進及び郷土愛の醸成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		子どもの居場所づくり支援事業	市	地域で子どもを見守る拠点における食事の提供や学習支援などを通じて、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、支え合う地域づくりを推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
６．子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	その他	児童育成支援拠点事業	市	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童や家庭の状況に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供を等を行うとともに、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供するものであり、事業効果は将来にわたって持続的に及ぶものである。
７．医療の確保	その他	日曜祝日当番医事業	市	医療機関が休みとなる日曜日及び祝日に当番医として医療機関を輪番制で開院することで、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		＃7119　救急安心センター事業	県・市	救急安心センターひょうご運営委員会により運営される救急相談窓口事業に参画し、24時間365日体制で市民が医師・看護師等に電話で救急相談ができる体制を整備することで、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		訪問看護事業	市	主治医の指示による訪問看護を利用することで、住み慣れた自宅で療養生活を送ることができ、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
８．教育の振興	幼児教育	通園バス運行事業	市	幼稚園における地域の需要に応じた通園バスを運行することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	義務教育	通学バス運行事業	市	地域の需要に応じた通学バスを運行し児童生徒の通学を支援することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		通学タクシー運行事業	市	通学タクシーを運行し児童生徒の通学を支援することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		放課後補充学習等推進事業	市	自ら参加を希望する児童に対して、豊かな教科指導経験をもつ教員OBや、将来教職をめざす熱意ある若者が、基礎基本的な学習指導を集中的に行うことにより、児童の学力向上に寄与するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		しそう生き活き学校プロジェクト事業	市	学校が主体的に取り組む各種事業を支援することにより、児童生徒の学力向上と豊かな心の育成、教職員の資質向上、特色ある学校づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		小中学校情報機器整備事業	市	児童生徒が使用するタブレットパソコンや電子黒板を活用した学習教材を充実させることにより、児童生徒が興味をもって学習ができ、質の高い教育が受けられるなど学力向上に寄与し、インフラの更新や改善を定期的に行う事により、持続可能な教育環境の整備が図れる。
		学校部活動の地域展開に向けた環境整備のためのコーディネーター配置事業	市	学校部活動の地域展開を円滑に進め、生徒が少子化の中でもスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するための体制づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
８．教育の振興	義務教育	部活動の地域展開に向けた実証事業	市	学校部活動の地域展開を進めるうえで必要な地域クラブ活動の運営に向けた仕組みづくりに取り組むものであり、生徒が少子化の中でもスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するための体制づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域クラブ活動振興事業	市	部活動地域展開の推進については、子供たちのニーズに応じた多種多様な体験、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導等あらゆる対応が求められている。地域展開後も引き続き、地域クラブ活動の振興を図ることで、学校段階にとらわれない継続的な活動を子供たちに提供し、本市ならではの新たな価値の創出に持続的に取り組むものである。
	生涯学習・スポーツ	図書整備事業	市	子どもから大人まで本を読むことが習慣になるよう読書活動を推進することで、市民の想像力を培い、豊かな心を育むことができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		スポーツイベント助成事業	市	市内外の多様な人々を対象としたスポーツイベントを官民協働で開催することにより、ひとづくり・まちづくりを促進するとともに、交流人口及び関係人口の増加を図り、市の発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	その他	給食センター修繕事業	市	学校給食施設の修繕を行うことで、給食の安全性の確保を図り、児童及び生徒が安心して学習することができる環境整備を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
９．集落の整備	集落整備	自治集会施設等整備事業	市	自治会集会施設等の整備を支援することにより、コミュニティ活動を促進し、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		自治会活動支援事業	市	自治会活動を支援することで、地域の連帯意識の高揚、福祉の向上及び市政の円滑な運営を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域づくり活動促進事業	市	地域自らが地域の拠点となる遊休施設を活用した稼ぐ仕組みづくりを構築するための施設改修を支援し、多自然地域の活性化を推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		協働のまちづくりトライやる交付金事業	市	まちづくり活動に取り組む組織を支援することにより、地域の課題解決に向けた組織の育成並びに市民自治の実現に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地区コミュニティ支援員設置事業	市	地区コミュニティ支援員を設置することにより、市民と行政が一体となって地域の自主的な取組を推進し、人口減少と高齢化の進む地域の維持及び活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和８年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
９．集落の整備	集落整備	しそう元気げんき大作戦事業	市	地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動並びに地域の課題の解決に向け市民の総意と工夫による魅力ある活動を促進することにより、地域力を培いながら、市民主体の活力あるまちづくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域運営組織活動交付金事業	市	地区を活動範囲とする広域的な課題の解決に取り組む組織を育成し、個人や単位自治会の活動では解決が困難な地区全体の課題解決ができる体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10．地域文化の振興等	地域文化振興	地域振興イベント支援事業	市	市民が自ら創出するイベントを支援することにより、市民参加の地域づくりを推進し、参画と協働による自主創造のまちづくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11．再生可能エネルギーの利活用の推進	再生可能エネルギー利用	グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化防止及び環境保全並びに地域経済の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12．その他地域の持続的発展に関し必要な事項		男女共同参画推進事業	市	誰もが性別等にとらわれることなく、あらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができる社会の構築につながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		閉校校舎等解体事業	市	学校規模適正化により閉校となった校舎で、地域や民間においての活用が無いものについては、公共施設等総合管理計画における施設の削減の方針との整合から、施設を解体することで、将来にわたっての維持管理費の削減など持続可能な行財政運営につながるものである。